

令和3年度第2回新潟県男女平等社会推進審議会 議事録

令和3年9月16日（木）10:00～12:00

Web会議（新潟県庁803会議室）

出席委員 石坂 美和、大瀧 謙太、小原 広紀、近藤 明彦、佐々木 綾子、  
佐藤 ゆかり、澤口 マツ江、高野 真規、徳武 裕一、富澤 佳恵、  
野村 厚子、畠山 典子、逸見 東子、丸山さつき、若桑 昭男、渡邊 登

事務局 男女平等社会推進課：

丸山課長、細貝課長補佐、鴻巣係長、近藤主査、高橋主任

子ども家庭課：関根係長、しごと定住促進課：佐久間副参事

義務教育課：岩野指導主事、生涯学習推進課：関社会教育主事、

警察本部警務課：渡邊係長

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の素案について

4 事務連絡

5 閉 会

(事務局)

定刻となりましたので、令和3年度第2回新潟県男女平等社会推進審議会を開会します。

皆さまにはお忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに、今年度、新たにご就任された委員の皆さまのうち、初回のご出席となる委員の方を、ここで事務局よりご紹介させていただきます。

・ 逸見 東子（へんみ もとこ）委員です。

ほかの委員の皆さま、事務局出席者の紹介につきましては、お手元に配布の出席者名簿に代えさせていただきます。

本日の出席委員数は、16名であり、条例第28条第2項に基づく定足数（委員の過半数）を満たしております。

また審議会は、条例第30条の規定により、原則として公開することとされております。

本日は、会場に傍聴の方、及び報道の方がおられますので、ご報告します。

それでは議事に入ります。渡邊会長、よろしく申し上げます。

(渡邊会長)

それでは議事に入ります。

本日の議事は「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）の素案について」です。

会議は、正午を終了予定としておりますので、議事進行にご協力ください。

まず、本日の議事の進め方について、事務局から説明してください。

(事務局)

本日は、第4次計画の素案についてご議論をお願いいたします。

まず、資料1により、第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）の素案についてご説明いたします。

続きまして、資料2で委員の皆さまより事前にご提出いただいた意見について、事務局の考え方をご説明します。

ここまで事務局より一括して説明した後、改めて委員の皆さまよりご意見・ご質問を頂戴したいと考えております。

(渡邊会長)

それでは、第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）の素案について、事務局から順次説明をお願いします。

(事務局)

資料1「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の素案について及び、資料2「事前提出意見等一覧表」によりご説明いたします。

資料1と資料2の両方をご用意いただけますでしょうか。

現行計画からの変更点と委員の皆様からご意見いただいた項目を併せて冒頭から順次ご説明してまいります。

まず、資料1の1ページ、「第1章 基本となる考え方」の「1 計画策定の趣旨」がありますが、最近のトレンドとして、「男性育児休業の取得率の増加」や「アンコンシャス・バイアスが根強く残っていること」などを追記したところです。

「2 計画の性格」については、法定計画であることなどを記載しております。資料2の事前提出意見等一覧表をご覧ください。

No. 1、2で、若桑委員のご意見で、「計画策定の趣旨、計画の性格に憲法や女性差別撤廃条約、また、県条例などについての記載を追加するという提案をいただきました。

回答としましては、その右の欄、事務局の考え方をご覧ください。

現状で法定計画であることなどが明らかであること、及び、端的な表現に努めるため、現状のままの記載としたいと考えております。

資料1にもどりまして、2ページをご覧ください。

「3 計画の理念」については、県条例の基本理念に基づき記載しております。

「4 計画の目標」については、「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」と掲げたところです。

「5 計画の期間」について、令和4年度から令和8年度までの5年間といたします。

資料2のNo. 3をご覧ください。

この基本理念について、項目だけでなく説明を加えるというご意見をいただきました。条例内容につきましては、第3次計画と同様に本計画の冊子の巻末に県条例の全文を記載することとしております。

No. 4で、条例の基本理念に関する記載を追記する案をいただきましたが、条例の基本理念については、「3 基本理念」で記載済みであるため、この項目の記載は変更しないこととしたいと考えています。

No. 5、計画の見直しについて記載をするという意見をいただきましたが、当初から見直しを想定した計画ではないため、現状のままとしたいと考えています。

資料1に戻りまして「6 計画策定の背景」については、3ページ中ほどにSDGsを、

4 ページ中ほどには「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を、また、12 ページに「(5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響」を追記するなどしております。

14 ページ「7 前計画の達成状況と現状及び課題」については、次回審議会で報告いたします年次報告書の確定をもって、再度見直しする予定としております。

資料 2 の No. 6 をご覧ください。

第 3 次計画ではここに、前計画の総合指標の達成状況が掲載されていましたが、今回は掲載されていません。こちらについては、回答欄のとおり、第 2 次計画では総合指標を設定していましたが、第 3 次計画では総合指標を設定していないことから、今回、記載がないものです。

また、No. 7、基本目標ごとに達成状況について記載するというご意見いただきました。今年度の進捗状況の策定に合わせ、記載内容を検討したいと考えております。

資料 1 に戻りまして、21 ページ「(3) 取り組むべき課題」は、本県として取り組む必要があり、解消すべき課題として、「ア 性別による固定的役割分担意識の解消」、「イ 人口減少・少子高齢化に対応した女性が活躍できる社会づくり」、「ウ ワーク・ライフ・バランスの推進」の 3 つを記載いたしました。

22 ページには計画の体系を、続く 24 ページ SDGs への対応となっております。

また、SDGs のアイコンについては、説明があった方が良いというご意見をいただきましたので、用語解説等を追加するなどしたいと考えております。

続いて、26 ページをご覧ください。「第 2 章 基本目標、重点目標、施策の基本的方向」についてです。

基本目標 I について、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消など、男女平等を推進する社会づくりとして、重点目標 1 では男女平等意識の浸透を図るため、広報・啓発等を引き続き行います。

30 ページ、重点目標 2 では、社会制度・慣行の見直し、また 33 ページでは男女平等の視点に立った教育・学習の充実を進めてまいります。

資料 2 の No. 10 をご覧ください。重点目標 3 に「アンコンシャス・バイアス」の記載が無い旨のご意見いただきました。こちらについては、アンコンシャス・バイアスについて追記することとしたいと考えております。

資料 2 は 2 枚目の No. 11、資料 1 は 35 ページをお開きください。

重点目標 3 教育・学習の充実ですが、前回審議会でご意見いただきました、女子生徒と科学技術分野については、高校生等への進路指導による取組が肝要と考え、資料 1、35

ページの1行目に追加いたしました。

なお、資料2、No.12をご覧ください。この文章については、無意識の思い込みの払拭に取り組むことから記述した方が良いのではないかというご意見をいただきましたので、ご指摘のとおり修正したいと考えています。

資料1、35ページに戻りまして、(2)アの3行目でございますが、今回、教職員等の研修充実の取組において、保育士「等」と、等が追加されております。こちらについては、幼稚園と保育園の一体化を進める上で新たに設けられた「保育教諭」を含むため、等を追加したところですが。

続いて、資料1の39ページ「重点目標5 生涯を通じた健康づくり」についてですが、こちらの下段の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の説明内容について資料2、No.14のとおり内容が異なるのではないかというご意見をいただきました、

この囲みについては、用語解説の定義であることから、国計画の用語解説を引用していますので、内容はそのままとし、用語の出典を追記したいと考えています。

資料1の39ページに戻りまして、心の健康に関連して、下から6行目に「男性の自殺等の割合が女性に比べて多い」ことについて記載し、続く40ページ下段に県内の自殺者数のグラフを掲載しております。

このグラフについてですが、資料1の66ページ「男性にとっての男女共同参画の促進」の(3)アで、男性の自殺対策について記載をしたおり、先ほどのグラフはこちらに掲載した方が良いのではないかというご意見をいただきました。

こちらについては、資料1の41ページ「生涯を通じた健康づくり」の項目に中にも、男性の自殺についての記述を掲載する方向で、再度庁内で検討したいと考えています。

資料1、42ページの「国際的な男女共同参画の取組の理解促進」では、SDGsについて記載を追加するなどいたしました。

続いて44ページ、「基本目標II 女性が活躍できる社会づくり」です。

職場等における女性活躍などの項目になりますが、こちらについて、資料2のNo.16のとおり、「企業等において、これまでの労働慣行を見直すことなどは、労力やコストの面から容易ではなく、経営者への意識啓発などだけでは十分ではなく、ほかに明確なメリットや男女平等の達成度が誰にでもわかりやすい仕組み作りなど、さらに検討する必要があるのではないか」というご意見をいただきました。

ご指摘のとおりと思いますので、今後の事業の実施に当たって検討してまいります。

まず、「重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」ですが、47ページ(4)

エに「政治分野における男女共同参画について」の記載を追記しました。

続いて、「重点目標2 女性の能力開発・発揮」について、資料2のNo.17をご覧ください。

こちらの記述について、「女性が『多様な能力を身につけることが必要』」の表現は、女性に多様な能力が欠けているとみているように受け取れる。女性には多様な能力が欠けているのではなく、能力を高め、発揮する機会が少ないことも問題なのではないか。施策についても、男女の区別無くこうした取組を行う中で、当たり前のように女性が参加する状況となることが男女平等となるといった視点があっても良いのではないか」というご意見をいただきました。

こちらについてもご指摘のとおりです。資料1、48ページ7行目の「多様な能力を身につけることが必要であり」という部分については「多様な能力を高める機会が必要であり」と修正したいと考えております

ご指摘の「当たり前のように女性が参加する状況」を目指してまいりたいと思います。

続いて資料1の50ページ、新規項目である「重点目標3 女性の県内定着、U・Iターンの促進」について、現在、県の総合計画などで取組を進めている事項などについて記載をいたしました。

こちらについて、資料2、No.18をご覧ください。「U・Iターンは、個人の考え方、価値観などによって生じるものであることから、重点目標を男女共同参画社会の観点で表現する方が良い」というご意見をいただきました。

ご指摘のとおり、本計画は個人の生き方の選択を妨げるものではなく、女性が生活しやすい環境を整えることが重要であることから、項目名も含めて、再度庁内で検討したいと考えています。

続いて、資料1の52ページ「重点目標2 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保」について、資料2のNo.19もご覧ください。

資料1、54ページの(2)イ「企業等において、事業所内教育訓練が実施されるよう啓発に努めます」について、女性を教育訓練の対象とするところまで言及してほしいというご意見をいただきました。

ご指摘の(2)については、表題を女性に対する支援と取組促進についてとしており、ア～エについてはいずれも女性を対象とした取組について述べたものとなっております。

資料1の58ページをご覧ください。「基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり」です。

まず重点目標1について、前回の審議会でもいただいたご意見により、項目名を「男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実」といたしました。

コロナ禍により推奨されてきたテレワークが家庭と仕事の両立の手段としても注目されているところですが、引きつづきワーク・ライフ・バランスの実現に向け取組を進めてまいります。

続いて、資料1の63ページ「重点目標2 男性にとっての男女共同参画の促進」について、男性育休の取得などについて、取組が行われているところです。

ここで64ページの「夫の育児参画」のグラフについて、資料2の3枚目、No.20のとおり、グラフの内容について触れて欲しいというご意見をいただいております。

資料1、64ページ上段のグラフについては国の統計調査における「6歳未満の子どもがいる核家族における、夫婦の育児の時間」となっており、夫婦ともに育児時間は延びており、夫の育児参加も進んではおりますが、まだまだ妻の育児の時間よりかなり少ない時間となっております。

下段が、同調査の新潟県内の集計結果になりますが、平成23年の妻の育児時間が週224分から、平成28年には134分と大幅に減少しており、見かけ上、夫の育児参画割合が上昇しています。

この集計について、平成23年度調査から公表されたものですが、標本数が100人程度と少なく、また、調査対象となった人が働いているか否かなどにより大きく結果が変わることから、コメントを掲載することは控えたいと考えております。

なお、あまりにも妻の育児時間が減っていることから内容を確認したところ、平成28年度調査では、育児時間が減った代わりに仕事の時間が増えていることから、今回の対象に選ばれた方にフルタイムで働く女性が多かったのではないかと想定されるようです。

続いて資料1の67ページ「重点目標3 育て環境、介護体制の充実」です。

今回、子育てと介護について、いずれも体制充実にかかることから一つの項目にしたところですが、資料2、No.21のとおり、子育てに比べ、介護の施策が手薄ではないかというご意見をいただきました。

就学前の子育てに関する記載が多いのはご指摘のとおりでありまして、やはり「妊娠・出産、育児」が女性の離職等の大きな要因となっていることなどによるものです。

県全体の施策としては、就学児童の育児や介護についても、引き続き取り組んでまいります。また、介護の項目についても、担当部局と再度調整したいと考えております。

続いて資料1、71ページ「重点目標4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」についてです。こちらについて、資料2、No.22のとおり「国の計画で、『男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備』と改めた理由」についてですが、国計画の変更については、考え方に大きな変更があったわけではなく、回答欄の4行目からですが「様々な社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがある。多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。」とされておいますが、前の第4次基本計画でも打ち出していた「人権尊重」について、第5次基本計画では「人権尊重」に加えて、「多様性の尊重」をより強く打ち出した内容となっています。

続いて資料1、75ページ「重点目標5 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画」です。

自治会などの地域の組織、これは防災の組織にもつながるわけですが、こういった分野について、資料2のNo.23をご覧くださいまして「もっと具体的な取組を明示してはどうか」というご意見をいただきました。

そこで、資料1、76ページ(1)ウの広報啓発の取組に、「人材の育成」を追記し、女性財団が実施する地域セミナーなども活用したいと考えています。

続きまして資料1、77ページ「第3章 計画の推進」についてです。こちらについては、現計画の体制とほぼ同様の記載となっております。資料2、No.24のとおり、県職員に対する研修等を追記してはどうかというご意見いただきましたが、いずれも現在の記載内容から読み取れるため、記載はそのままとしたいと考えています。

また、資料2、No.25をご覧ください。全体を通じた意見としまして「職場や学校といった現役世代へのアプローチが多く、地域社会や現役世代の親世代に対する取組が少ないのではないか」というご意見をいただきました。

男女共同参画に関する様々な広報や啓発活動、学習機会の提供等につきましては、全ての年代、あらゆるカテゴリーの人々を対象としておりますが、それぞれの事業の実施にあたっては、対象となる年代、カテゴリー等を十分考慮して行いたいと考えております。

また、男女共同参画社会の実現に向けた中長期的な展開として、男女平等意識は、幼少期から長年にわたり形成されるものであることから、今後も引き続き学校教育や職場等での意識啓発などに取り組んでいきたいと考えています。

続いてNo.26「女性は男性と同じであるべき、男性優位であり女性をそれと同じに引き

上げるといった観点で記述されているように感じる。身体面などの違いがあることも事実であり、そういった点を理解した上で考えていくことや、男性へのジェンダーバイアスの問題に関する記述が少ないように思う」というご意見をいただきました。

こちらについて、ご指摘のとおり、男女がそれぞれの違いを理解した上で、多様な生き方を選択できることが重要であり、本計画においても全ての面において男女が同質であることを求めているものではありません。

現状は様々な面で女性が不利な状況にあることが多いと考えられるため、男女の機会の均等を目指した女性に対するポジティブ・アクション的な観点での記載が多い印象となっているところです。

男性へのジェンダーバイアスについても重要な課題と捉えていることから、Ⅲの2「男性にとっての男女共同参画の促進」において記載するなど、取組を進めてまいりたいと考えています。

続いてNo. 27「男女を問わず何らかの理由により『家庭を守る』『子育て、介護に専念する』ことを選択する方もいることから、様々な多様性を尊重する観点からも、男女平等を推進する中で、逆にこうした方々が偏見や差別等を受けないように配慮することも明確にする必要があるのではないか」というご意見をいただきました。

こちらにつきましてもご指摘のとおり、本計画の目標は「男女が共に参画し、多様な生き方を選択できる社会の実現」であり、意識啓発や教育等の実施においては、性別にかかわらず、どのような生き方を選択しても尊重されることについて、きちんと周知を行うなど、ご指摘いただいた内容に留意してまいりたいと考えております。

今回の議事のご説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

(渡邊会長)

ありがとうございました。非常に大部のものなので、全部を読み通すことは大変だったと思いますけれども、委員の方々、非常に地道に読んでいただいて、いろいろなご意見を頂いたことを感謝申し上げます。

これまで、今、事務局から説明を頂いたわけですが、この説明について、ご質問やご意見がございましたら発言をお願いいたします。とりわけ、事前にご質問やご意見をされた方、事務局からのご説明に対して、再度の質問あるいは意見等がございましたらお願いいたします。もちろん、その他の委員の方もご質問、ご意見等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(若桑委員)

資料2の事務局回答の見方が当方の考えと異なっているので、聞き直したいと思いません。

まずは、資料2のNo. 1です。事務局は計画策定趣旨の背景について回答していますが、当方は、男女共同参画の原点を明確にするために、人権や女性差別撤廃条約に則った内容にする。すなわち人権尊重の基本理念を明確にして、男女平等参画社会の実現を強く打ち出す。そして女性差別撤廃条約の「ジェンダー主流化」「ジェンダー平等」の根拠も明確にし、総力をあげて男女共同参画の実現に取り組む姿勢を「計画策定の趣旨」で表現して、原点を捉えた文章の展開が良いのではないかが当方の見解です。

加えて5年前策定された第3次計画以降の社会情勢が記載されていません。SDGsの理念こそ「計画策定の趣旨」に掲げることが必要と思います。「だれひとり取り残さない社会を目指して国際社会が一致して取り組みを進める」「ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント」、そして国の「SDGsアクションプラン」には次世代女性のエンパワーメントについて定められています。また労働施策総合推進法の改正によりパワーハラスメント対策が事業主の義務となりました。セクシャルハラスメントの防止対策が強化されあらゆるハラスメントを許さない環境づくりに取り組んでいく必要が生じました。

これらも踏まえて、国と県が総合的、計画的に推進していくことが「計画策定の趣旨」に含めてはどうかというのが当方の意見です。

続いてNo. 2の「計画の性格」です。事務局は「県条例9条は手続き規定なので追記は考えない」と回答していますが、9条の2項を踏まえると、追記をした方が良いと思いません。

また、No. 2とNo. 3について、事務局はボリュームや読みやすさを一義的に考えている様ですが、文章のボリュームより、内容の明確さの方が大事であると思います。

No. 3の「計画の性格」についても、理念を現実につなぐ制度設計が計画ですので、理念の重要性を考慮し、明確化にしておく方が良いと思います

No. 4の「計画の目標」についても、基本理念が原点であることを明確にした記載が良いと思います。

それからNo. 5の「計画期間」については、期間の途中で計画を見直す必要性が生じた場合の担保として記文を提案しました。

No. 7とNo. 8の関連性についてです。No. 7の課題に基づき、No. 8への対応が求められると思いますが、No. 7が明確でないままNo. 8は定められています。併せてNo. 8の課

題として、固定的役割分担意識の解消、人口流出関係、ワーク・ライフ・バランスの3項目が記載されていますが、課題については具体的項目で表す方が良いと思います。女性のエンパワーメント、ポジティブ・アクション、クォーター制、ロールモデルとなる女性の少なさ、ジェンダー主流化、産学官 地域間の連携が新潟県の具体的課題と思います。

それから、最後のところになりますけれども、No. 24ですか。

(渡邊会長)

少し待ってください。少しばらばらになってしまうので、21ページまでのところで、とりあえずいきたいと思います。また、ご意見については、あとでそのあとの項目についての質問をなさってください。よろしいでしょうか。

(若桑委員)

大丈夫です。

(渡邊会長)

少し多岐にわたるので、さらにそれから先の質問についても加えると、ほかの方の資料1の順番で実際に見ていきたいので、若桑さんのところは、計画の体系の前のところまでのご意見ということで、とりあえず今、お聞きするというところでよろしいですか。

(若桑委員)

結構です。

(渡邊会長)

いろいろと、またご意見を頂いたわけですが、事務局から付け加えるご意見はございますか。

(事務局)

今回、審議会を開催するにあたりまして、事前にご意見を頂いたところで、またこの審議会でも各種ご意見を頂くと思いますので、またこれらを踏まえまして、内容を検討していきたいと思っております。

(渡邊会長)

今、若桑さんから非常に丁寧にご意見を頂いたわけですので、またそれを受け止めて、どう反映できるかどうかということも考え合わせて、次の会で、また議論していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、ほかの方のご意見もお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。事前のご質問、ご意見をされた方で、今の事務局からのご意見、ご説明について、改めてご意見、ご質問があればお願いします。

(野村委員)

資料2のNo.13で、35ページの保育士等がプラスされているがというところです。これは、保育教諭を指すということでしたが、私としてはこれに、今、非常に増えております放課後の学童支援員の方も入れてもらいたいと思っております。

今の低学年、3年生くらいまでのお子さんというのは、ほとんど学童で夕方5時、6時くらいまで見てもらって、非常に学童支援員の方との接触が多いので、そういった何気ないような行動にも、男女平等の意識を踏まえた指導をしていくほうが、やはりいいのではないかと思います。お願いいたします。

(渡邊会長)

今のご意見について、事務局はいかがですか。

(事務局)

学童支援員についてということですが、確かに子どもに触れる機会があるということでは変わりないと思いますので、それも含めまして庁内で調べてみたいと思います。

(渡邊会長)

ぜひお願いいたします。ほかには、いかがでしょうか。

(丸山委員)

資料2のNo.14で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて意見をさせていただきました。事務局からは、こちらは用語の解説として引用しているというので、そこは理解しました。

私の意見が、本来の意味合いとずれているとお伝えしているのですけれども、そこを訂正させていただきたくて、意見を述べさせていただきます。

この重点目標5の生涯を通じた健康づくりという内容にそぐわないかもしれないのですけれども、リプロダクティブ・ライツのほうですが、ここに書いてある解説によると、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔並びに出産するときを、責任をもって自由に決定できとありますが、地方において見受けられる課題と思うのですけれども、やはりカップル等に対しまして、子どもを作るかどうかであったり、子どもの人数であったりを他者から言及されるということは、このリプロダクティブ・ライツが侵害されると感じますし、そういった課題があることによって、新潟県から離れてしまうという現状もあるように感じますので、健康づくりというところに入るのかどうかは分からないのですけれども、何かそういった問題点、課題があるということをどこかに明記で

できればと思うのですが、いかがでしょうか。

(渡邊会長)

これについては非常に重要な問題だと思うのですが、まず事務局のご意見はいかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。特に、地方における意識の課題だと思うのですが、確かに重要な視点なので、また検討してみたいと思います。

併せて、資料1の50ページから、新たな項目として、女性の県内定着、U・Iターンの促進という項目を増やしたわけですが、ここがまさに地域で女性が暮らしにくいので、もう嫌で出ていくということを改めるということを目指した項目でもありますので、こちらも併せまして、また検討していきたいと思います。

(渡邊会長)

確かに健康づくりということとリプロダクティブ・ヘルス／ライツの場所が、やはり何か違和感があります。単なる健康の問題ではないので、もちろん、国の定義を入れたということで、これはこれでいいのですが、ただ、健康づくりということで、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを入れてしまうと、特にライツのほうですが、私も少し違和感があります。だから、やはり性と生殖に関する権利ですよ、女性の権利。女性が自立的に決定できる権利ということで、もともとこの概念は出てきたものですから、これは健康づくりのところに入れるのも、それはそれとして必ずしも間違いではないと思うのですが、もう一つ何かリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関しては、ほかのところにももう少し明確に入れ込んでいく必要が、柱立てする必要があるのではないかと思います。

これは、実際には90年代、もっと前からずっと言われてきた権利であるわけですが、ただ、従前にはこれ、解決をしていないわけですよ。実際にMeToo運動だっってここから出ているわけですから。MeToo運動などさまざまな取組がようやく日本の中でも始まってきたということが、とりわけ女性から声をあげて、それをまた社会の中で取りあげてくるというような形になってきているので、これは県としては、柱立ての中に入れてほうが良いということ強く感じました。少し見逃してしまっていたのですが、これは受け止めて再検討していただいたほうが良いような気がしますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。確かにその考え方につきましては、健康と地域における女性の立場というところ、そこも踏まえまして、両方に記載するとか記載をもう少し充実するということも含めまして、改めて考えてみたいと思います。

(渡邊会長)

これは、ぜひ再検討をお願いしたいと思います。ほかには、いかがでしょうか。

(逸見委員)

先ほどの1、2ページの表記にかかわるところで、事務局案の考えに賛成です。理念でするので、ここでは、非常にすっきりとした短い言葉で示してあるのがいいと思います。

この理念を受けて、各課での施策に進んでいくわけですし、またこの施策を実施したあとの評価ということも後々つながっていくと思いますので、ここでは分かりやすい短い言葉で、事務局の考えを私は賛成します。

(渡邊会長)

ありがとうございました。逸見さんのご意見を踏まえて、事務局でまとめるということをお願いいたします。

ほかには、いかがでしょうか。

(島山委員)

まず、意識調査や審議会等の意見が、さまざまところに反映されているという感想を持ちました。

一つ、先ほどの説明の中で、64ページの夫の育児の参画割合の新潟県について、そういうことなのだと理解できましたが、この表には、その説明がありません。そうすると誤解を招くと思いますので、事務局からあったような説明をここに盛り込むと、誤解を招かないのではないかと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。では、基本的には64ページの件についてということですか。この説明について、加えたほうがいいのではないかと。これは、ここで誤解を招きやすいのは、新潟県の場合で、妻の費やす時間を100とした場合の割合で、夫の参画割合が高まっているかのように見えるということですよ。これは、確かに大いに問題というか、誤解を生じてしまうので、このまま表を出すべきなのかどうかということを含めて少し考えたほうがいいような気がします。基本的に夫の場合は、先ほどご説明がありましたように全く増えていないですよ。全く、男性の育児時間は増えていないのです。ただ単に女性の育児時間が減っていると。

ただ、これを説明する際に、先ほど事務局からご説明がありましたけれども、これは、女性のほうが仕事時間も倍になっているのです。ですので、実際にはおそらくさまざまな背景があって、一様には言えないだろうと。基本的には、調査の際の社会生活基本調査のサンプリングの問題ではなくて、おそらくサンプリングそのものは同じような方法でやられているので、これは何か事情があるのだろうと思います。おそらくサンプリングの設計上では、バイアスがここまでかかるということはあまりないのです。だから、これは詳細な検討が必要なところなので、そこまで詳細に確認をすることが必要かどうかということ少し難しいところです。

先ほど、事務局からのご説明があったように、確か100人なのです。サンプル数からすると、新潟県に絞って、なおかつ新潟県の中でも、この図表は核家族だけなのです。夫婦と子どもからなる家族で、核家族を指しているのですけれども、三世代家族も入っていないし、それ以外の家族の意見も入っていないのです。ですので、なかなかここは微妙なところなので、私も専門の立場でいうと、これを説明するのはかなり難しいと思います。この100人の中の状況と、その時代状況の背景を詳細に確認しないと、この答えは出てこないだろうと思いました。私も確認してみたのですけれども、これはかなり難しいと思います。

とにかく、問題なのは、男性の育児時間が全く増えていないということです。女性は、何らかの理由で、このサンプルの対象者は、仕事時間が5年前に比べると倍になっている。もちろん、これは同じ人を計ったわけではないので、そこがまた難しいところなのですけれども、これは説明の部分については検討をさせていただいて、この表を入れる必要があるのかも含めて検討したほうがいいのではないかと思います。それでよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。確かに、この表だけを見ますと、あたかもこの5年間で、新潟県の女性は育児をする時間が短くなって、しなくなったと受け止められる可能性もあるというところで、かなり特異な数字なのかと思って見ております。ですので、この傾向につきましても、上段の国のグラフでも見てとれますので、下段の県のグラフは、あえて表示する必要もないのではないのかと、思っているところです。また、検討してみたいと思います。

(渡邊会長)

そうですね。基本的には、男性の育児時間は増えていないということがポイントだと思

いますけれども。

それ以外はいかがでしょうか。ほかには、いかがですか。

(佐々木委員)

先ほどのリプロダクティブ・ライツについてですけれども、不妊治療とか体外受精とかは全く別の方から精子をもらうとかというふうに、今医療が変わってきているので、性と生殖が、この言われていた当時1990年代とは全く変わってきていると感じています。普通考えれば、セックスがあつて子どもができるのですけれども、今はセックスがなくても人工的に親になることができるということです。この言葉自体の解釈というものが当時とは違ってきて、親になるとか、子どもをつくるとか生むとか、それこそ同性婚もあるわけですが、親子の定義、卵子を提供した人なのか、借り腹で産んだ人が親なのかということで、医療の進歩を考えると、この言葉が何か、当時言われていたようなものと違ってきているのかという感じがするのです。この言葉は大事だと思うのですけれども、医療の進歩の中で、意味合いが少し変わってきているのかということももちろん、この言葉をこの計画にのせることは大事だと思うのですが、当時のこの考え方と変わってきているよなという、私の感想、意見です。

(渡邊会長)

ありがとうございました。多様な性と生殖のあり方ということについて、時代状況の変化ということは、おそらくおっしゃるとおりであろうと思いますが、私は、先ほど気になったのは、というか最近気になっているのは、性の自己決定といいますか、とりわけ、女性の性の問題なのです。

やはり、例えば、いまだに性犯罪というものが減らないとか、あるいは性犯罪について、国のレベルの法律の問題で、刑法改正の中、守らないような状況ではあるので、それを県がどう受け止めるのかとあるのですけれども、性の問題という中で、どうしても取組というものが日本は全く進んできていないということがどうしても気になっていて、それで先ほど、とりわけ生殖の権利といいますか、性の決定権というか、性の問題ですよ。そこについて、私は敏感に反応してしまったのですが、佐々木委員のおっしゃるとおりで、生殖という問題を考えた場合には、最初にリプロダクティブ・ヘルス／ライツが出てきた状況とは、確かに様変わりしているということは、もちろん間違いのないと思いますので、今のご意見も踏まえて、再検討をしていただくという必要があるのかとは思いますが、事務局、いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。確かに地域の問題に限らず、今、話にありました刑法との問題、あと生殖の定義自体が広がっている。さまざまありますので、それらも含めまして、お時間をいただいて中で揉んでみたいと思います。

(渡邊会長)

よろしく願いいたします。ほかには、いかがでしょうか。ございませんか。

ほかのご意見を頂く前に、一つだけ少し気になったのですが、先ほど男性の自殺ということで、資料2でいうとNo. 15の畠山委員がおっしゃっていた自殺者数の推移の点で、少し違う点で気になっているのです。

40ページの表で、人口動態統計調査、厚生労働省の自殺者数の推移の新潟県の部分が出ていて、自殺者数は平成27年から令和元年まで、どんどん減っていったわけですね。これは、男性の場合は少し微妙な減り方でありますけれども、令和元年までに下降傾向にある。横ばいの場合もありましたけれども、女性は一貫して減少傾向にあったのです。ただ、それが、もちろん皆さんご存じのように、新型コロナで女性の自殺者数が増えているのです。

この表をそのまま出すと、これについての言及が必要になってくるのです。もちろん、これは格差や女性の貧困の問題というものと、実際よく言われているように、詳細に見ていかなければ分からないですけれども、それぞれの事例を見てみないと何とも言えないですけれども、21人も増えているのです。ということは、かなり大きな問題となってしまっていますので、令和3年が今後、おそらくどうなるかということも注意しなければいけないのですが、少なくとも令和元年から令和2年を見ると10パーセント以上増えているのです。15パーセントくらいですか。もう少し、16パーセントくらいですか。これはかなり大きな意味があるので、この「9月確定後リバイス予定」となっていますけれども、これについては、言及をするのかしないのかということは少し考えたほうがいいと思いますけれども、事務局いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。また、女性の自殺が増えているということは、昨年来から徐々に形としてタイムラグをおいて表れ始めているところかと思っております。こちらにつきましては、女性の貧困の問題もかかりますし、非正規雇用である、そこで真っ先にコロナの中で、職を失っているという問題など、いろいろな問題があるかと思っておりますので、この項目は心の健康に関するということで自殺が載っているわけですがけれども、この項目だけではなくて、そういう他の項目にもかかわることなのかと思っております。

また、改めてご指摘いただいた点につきましても、持ち帰って検討したいと思います。

(渡邊会長)

よろしくお願いします。かなり重要な問題ですので、お願いしたいと思います。ほかには、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

私も今保健所において、コロナ禍で負担が掛かっているのは若い女性なのです。年寄りではなく、おばあちゃんではないのですよ。30代、40代、若い女性が非正規雇用であったり、DV、夫が常に家にいる、子どもは学校に行っていないという中で、さまざまな負担がかかっているのではないかと。おそらく、まだこのような緊急事態宣言下ですので、しばらくこれは続くと思います。その詳しい分析をここに載せるのは少し厳しいのかと。まだ難しいですし、これからもっと増えていくということだと思います。

コロナ禍ということになると、例えば、がん検診を受ける人が減って、これからがん患者が増えるだろうとか、それから高齢者が外に出なくなってフレイル、認知症、うつがますます顕在化するだろうと。いろいろな多方面にわたる、コロナによる弊害が徐々に明らかになると思いますので、この自殺の問題も非常に女性にとっては大きいのですが、今、この計画の中にそのことを入れるとなると、かなり事務局としてもきついのかと。今後の課題ということでもいいのかと思っています。

(渡邊会長)

ありがとうございます。今、私が申し上げたのは、この表を載せると、結局これを見た方は当然、それについての言及がないのはおかしいとお感じになることが多々あるのではないかと。だから、それを考えるのであれば、確かに計画の中に入れ込むことが難しいということであれば、令和2年を消すとか、そういうふうにしないと、これはどうしても言及せざると得ない部分だと思いますので、そこは判断のしどころだろうと思います。確かに、ここで詳細な検討を進めると、かなり計画の中で位置付けが難しくなってくると思いますので、それはご検討をお願いしたいと思います。これは実際には見たほうがいいだろうと思いますけれども、確かに、それでなかなか整合性がとれないという問題があるのであれば、避けたほうがいいのかもかもしれません。これは、また検討するというところでよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

(渡邊会長)

それでは、そのほかはいかがでしょうか。

(畠山委員)

意見のほかにということで、77ページの第3章の計画の推進についてです。その中の「1 総合的な推進体制及び機能の充実」の(3)のところに、「男女共同参画推進のための活動拠点として県女性センター機能を充実します」というものがあります。県の女性財団の役割というのは、県の施策の具体的な実践部隊としていろいろな事業に取り組んでいます。そして、県の施策と相乗効果を図って市民の男女共同参画社会の実現を目指して展開しているところですので、もう少し財団の取組について、具体的に入れていただければと考えます。

国の第5次基本計画では、4の推進体制の整備強化というところにおいて、男女共同参画センターの機能の強化、充実というものをうたっております。そのところに男女共同参画センターが何度も出てきています。県も全国的にも、コロナ感染症の拡大によって男女共同参画、ジェンダー平等の遅れが改めて顕在化しました。そういうところからも、新潟県も女性財団の機能の強化とか充実を図っていくというような内容を盛り込んで進めていくことが肝要ではないかと考えているところです。それが1点です。

もう1点ですけれども、第4次計画を推進するにあたって、新たな事業の展開というような目玉を作って取り組んでいくことが大事なことではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

(渡邊会長)

ありがとうございます。すみません、第1点は県女性センターという、活動推進拠点機能の拡大の話だと思うのですが、すみません、第2点がよく聞こえなかったのですけれども。

(畠山委員)

第2点について、もう一度申し上げます。第4次計画のプランの目玉は何か、ということです。そこをしっかりと決めた上で、新たな事業の展開に取り組んで、第4次計画の特徴を打ち出して推進していくことが大事なことではないかと考えます。

(渡邊会長)

ありがとうございました。事務局、いかがですか。今の2点について。

(事務局)

ありがとうございます。まず、女性センター機能に関してであります。今、畠山委員がおっしゃるとおり、女性財団につきまして県のさまざまな施策を、これからも推進して

いって欲しいと思っております。第3章にどういう文言を記載するかにつきましては、また検討したいと思っておりますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

また、次期計画の目玉ということですが、現状としまして、課題のところ挙げていますとおりではございますが、県の男女計画の上位計画である総合計画でも地域のU・Iターン、人口減少などにも力を入れているところですので、そういったものを踏まえまして、今回新しく人口減少に関する記載も増やしたところでもあります。そういったところが目玉になるのかとは思いますが、また検討したいと思っております。

(渡邊会長)

ありがとうございました。畠山委員、今のご説明でよろしいですか。

(畠山委員)

そうですね。これからいろいろ検討していただいて、充実を図っていただきたいと思っております。

(丸山委員)

先ほど、女性の自殺数が増えていて、新型コロナウイルスの影響等もあるというお話がありましたけれども、私が資料2のNo. 22で、女性の貧困について、71ページの重点目標4、「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」という表現に関する質問をさせていただきました。その際に事務局からの考えで、「女性が社会的背景から男性に比べて貧困等に陥りやすい。一方でさまざまな社会困難を抱えている場合、多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。」ということが書かれていまして、おっしゃるとおりですけれども、先ほどの女性の自殺数が増えているところと関連して考えると、やはり何か災害とかリスクが起こった場合に、どうしても弱い人がこういう被害と言ったら変ですけれども、弱い人のところに悪い部分が出てしまいます。確かに多様な人々たちを平等に救ってあげるといことは大事ですけれども、女性が困難に遭う機会が増えてしまうという、その問題点が薄まってしまわないかというところを少し心配しておりますので、意見として述べさせていただきます。

(渡邊会長)

ありがとうございました。事務局、いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。この項目につきまして、貧困と多様性ということで何か広いものになっているという印象がありますけれども、まず総体としまして、さまざまな困難と

いうものがおそらく存在するのだろうとっております。貧困もさまざまな困難の最たる一つだと思っておりますが、例えばこの項目で言うと、高齢あり、障害、また国籍なども含めているのだと思っておりますが、そういったさまざまな困難に対して支援をしていくのだということで、この項目はそういう趣旨なのだろうとっております。

また、女性の貧困問題というのは、その中でもおそらく中心になるものだとは思っておりますので、それが薄まらないように、検討していきたいとっております。

(渡邊会長)

ありがとうございます。丸山委員、再質問とかありますか。

(丸山委員)

大丈夫です。ありがとうございます。

(渡邊会長)

では、その点についてもご検討をお願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。

(野村委員)

63ページの重点目標2、「男性にとっての男女共同参画の促進」の「現状と課題」ということで、4行目、「家事・育児・介護等の経験は、多様な価値観の醸成などを通じて視野を広げることにもつながるため、性別にかかわらず重要です。」というふうに、私の目から見るとここにはあっさり述べられているのですけれども、育児、介護ということも大事ですが、一番重要なのは、育児、介護をやるにしてもベースになるものが家事だと思えます。

男性の方というのは家事というものを非常に取るに足らないものというか、そういうふうに見ている方というのが、中高年の方でやはりどうしても多いのですけれども、これがきちんと自分でできないということになると、結局食事のバランスがうまく取れないとか、自分の体のことにも関わってくるわけですね。洗濯ができないとか、汚いものをいつまでも着ているとか。そういうことをすると、精神的にもだんだん落ちてきて、極論かもしれないのですけれども、男性の自殺の原因にもなっているという気がします。

私は高齢のお宅にあがる機会も多いのですけれども、家事のできない男性が高齢の奥さんを診ているという、ゴミ屋敷になっていたり、これで生活して、希望を持った生活というのはまず無理だろうという感じが非常にあるので、家事というものが、人間が人間らしい生活を営むには、生涯にわたって必要最低限のことなのだというような意味の文言を一つ入れていただいて、家事の重要性というものを男女ともに認識していただけるような形をとっていただけたらと思えました。

(渡邊会長)

ありがとうございました。確かに家事についてというのは軽視される部分があるような気がしています。事務局、いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。63ページの下グラフを見てみましても、男性の家事参画が進んできたとはいえ、まだまだ、全く女性には及ばないというところが現状だと思います。確かに野村委員がおっしゃるとおり、高齢の男性につきましては、男子厨房に入らずというような育ち方をされてきた人たちでございますので、なかなか難しいということも現状だと思いますが、やはり若い世代を中心にそういった考えは確実に変わってきているということも見てとれるところです。そういった家事の重要性につきましても啓発するとともに、このグラフについても一言触れたほうがいいのかどうか、検討してみたいと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。本当に詳細に検討するのであれば、世代に分けるとか。ただ、おそらくサンプル数が少なくなってしまうので、ほとんど意味がなくなると思いますので、一応言及は必要かとは思いますが。

ほかには、いかがですか。

(小原委員)

小原です。先ほど、渡邊先生がおっしゃっていた40ページの自殺者の推移表で、女性が増えているという話でしたけれども、たしかどこかに注記があったと思って見ていたら、12ページにも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響というところで、8行目に「令和2年の女性の自殺者の増加に影響を与えています。」という記述が説明としてあったので、簡単に済ませるならば、ここに表、何ページのグラフを参照とか、グラフにも女性の自殺の増加については、ここに解説がありますとか、この記述だけでいいかという議論はあるかと思うのですけれども、そういう意味であれば、きちんとこの中で謳っている要素なのだというふうに思いましたので、一応お伝えしておきます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。そうですね、12ページですか。ここを膨らますということも確かにありですね。新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中身というものがはっきりせず、なかなか難しいというところもあります。ご指摘ありがとうございます。ここは、12ページを拡大するかどうかも含めて、事務局で受け止めていただいて検討していただ

くということよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。確かにコロナに関しては今回、突発的なことでありまして、12ページに書いてあることが、メインの記載となっております。また、この記載でいくかどうかも含めまして、改めて検討したいと思います。

(渡邊会長)

よろしく申し上げます。実際には、もちろん貧困の問題もありますし、あと、先ほどもご指摘がありましたようにDVの問題というものが極めて大きかったりします。世界中でDVが増えているという話がありましたよね。新型コロナウイルスでテレワークになり、家庭で過ごす時間が多くなって、そこでDV被害が拡大しているという話もありますけれども、とにかく事務局で受け止めていただいて検討をお願いします。

さて、大体予定の時間になってきたのですけれども、ほかにいかがですか。

(若桑委員)

先程の続きを質問いたします。当方が事前に提出した意見で、資料2に4件、公表されていません。終了時間も近づいていますので、ポイントのみ質問させていただきます。

前回会議の終了時に、渡邊会長から「結構意見が出ていますが、いろいろな意見の議論を受け止めていただいて、それについて事務局の中で議論をいただいて、また案を出していただきたい」という言葉がありました。

計画体系についてですが、事務局内でどのような議論をしたのか、次回の会議で結構です。次の項目について説明ください。

1つ目、素案の計画体系は、2006年の意識啓発段階からの体系を継続しており、結果、新潟県はジェンダー後進国のジェンダー後進県となってしまいました。更に5年間継続すると、20年継続することになりますが、計画体系継続の理由について説明をしていただきたい。

2つ目、「2020年代の可能な限り早い時期に30%になるよう目指して取り組みを進める」というのが国の「202030目標」の方針です。国と県が協力して達成しなければならない課題ですが、素案の計画体系で「202030目標達成」をどのように考えているのか。

3つ目、素案計画体系の「基本目標」と「重点目標」の位置づけが明確でない。

4つ目、男女共同参画の必要性や価値は社会で共有されているが、現実が伴っていないのが現状であり、啓発段階から実行段階に早急な移行が必要と思うが、どのように考えるのか。国は既に5年前から移行しており、国との関連性についてはどのように考えるのか。

この計画は、県内各自治体が計画策定時に勘案する計画となっており、新潟県の男女共同参画の実現に大きな影響を与えることを考え、質問させていただきました。

次に、今回の素案は、第3次計画からの丸写し文章が目立ちます。特に「施策の基本的方向」「施策の展開」などは殆ど丸写しであります。県民の理解を得ることが難しいと思いますので検討していただきたいと思います。

最後に、先ほどの逸見委員の意見については、基本理念の重要性認識の問題だと思いません。

条例が項目だけでなく内容について規定しているのは、基本理念を正しく理解する必要性からであり、本計画においても基本理念を明確にしておくことが必要と思います。

また、資料2、No.24の「計画の推進」についてですが、審議会も推進体制の一部だと思います。事務局は条例に記載されているから必要ないと言われますが、計画の推進体制としての追記は必要と思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。それでは、事務局で今の再度ご意見と申しますか、ご確認に対して、事務局の見解を次回出していただくということによろしいでしょうか。

(事務局)

分かりました。

(渡邊会長)

それでは、ほかにはいかがですか。

(若桑委員)

最後に発言させて下さい。この計画は県民や各自治体等から共感を得られることが必要ですが、私は特に女性から共感を得て欲しいと思っています。

今まで社会から認められなかった、屈辱とか挫折を味わってきた女性が、この計画を見て女性の心に響く、勇気づけられる計画であってほしいと考えています。

事務的でない、思いやりのある、気持ちのこもった内容の計画にしていきたいと思っています。

(渡邊会長)

ありがとうございました。それは、そのとおりだと私も思います。事務局でも受け止めていただいて、次回に、これはなかなか難しいかもしれませんが、見解をお願いしたいと思います。ほかには、いかがですか。

それでは、ご質問、ご意見はこれで終わりにして、審議会で今、委員の皆様方からたく

さんのご意見を頂きました。それを事務局で整理させていただきまして、次回の審議会で審議する内容の参考とさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了したいと思います。事務局にお返しします。事務局、事務連絡をお願いいたします。

(事務局)

渡邊会長ありがとうございました。事務局から事務連絡をいたします。次回の審議会で、令和3年11月上旬を予定しております。議題は、第4次計画の修正後素案について及び第3次計画の令和2年度の推進状況についてを予定しております。追って日程を調整させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(渡邊会長)

ありがとうございました。何かご質問はございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

(終 了)